

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2025年12月25日現在

～2025年12月24日

2025年12月25日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号)

実施 平成14年10月18日

目次 (略)

第1章 総則

第1条～第2条の2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～15 (略)	(略)
16 契約者カード	モバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード <u>又はチップ</u> であって、当社がモバイルアクセスサービスの提供のために契約者に貸与するもの
17～22 (略)	(略)

第2章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号)

実施 平成14年10月18日

目次 (略)

第1章 総則

第1条～第2条の2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～15 (略)	(略)
16 契約者カード	モバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がモバイルアクセスサービスの提供のために契約者に貸与するもの
17～22 (略)	(略)

第2章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

附則 (令和7年12月18日 C N S 1サ第000400014230-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年12月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスの契約者カード（チップのものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。